

平成 20 年 度

全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

厚生労働省

平成20年6月17日

# 平成20年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

## 資料目次

### [行政説明資料]

1	児童虐待防止関連事業等について	1
2	警察等との連携について	100
3	社会的養護体制の見直しについて	121
4	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について	154
5	少子化対策の動向について	171
6	障害児施策の見直しについて	213

### [関連資料]

1	児童相談所一覧等	219
	・ 全国児童相談所一覧	
	・ 児童相談所等の児童虐待・非行対応専従組織等の設置状況	
2	少年法の一部を改正する法律の概要	226
3	児童福祉法第28条事件の動向と事務処理の実情	228
4	児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文	237

### [各自治体における事例検証報告書]

1	埼玉県	263
2	千葉県	265
3	福井県	292
4	大阪府	305
5	和歌山県	349

### [特別講演資料] ※別冊

- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

# **【行政說明資料】**

# **1 児童虐待防止関連事業等について**

# 都道府県別児童相談所及び一時保護所設置状況

(単位: か所)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	19年		20年		増△減数	
	児童相談所	一時保護所	児童相談所	一時保護所	児童相談所	一時保護所
北海道	8	8	8	8	0	0
青森県	6	1	6	1	0	0
岩手県	3	3	3	3	0	0
宮城県	3	1	3	1	0	0
秋田県	3	1	3	1	0	0
山形県	2	2	2	2	0	0
福島県	4	3	4	3	0	0
茨城県	3	1	3	1	0	0
栃木県	3	1	3	1	0	0
群馬県	3	1	3	1	0	0
埼玉県	6	3	6	3	0	0
千葉県	6	5	6	5	0	0
東京都	11	5	11	5	0	0
神奈川県	5	3	5	3	0	0
新潟県	5	3	5	3	0	0
富山県	2	2	2	2	0	0
石川県	2	2	2	2	0	0
福井県	2	2	2	2	0	0
山梨県	2	2	2	2	0	0
長野県	5	2	5	2	0	0
岐阜県	5	2	5	2	0	0
静岡県	4	2	4	2	0	0
愛知県	9	1	10	1	1	0
三重県	5	2	5	2	0	0
滋賀県	2	2	2	2	0	0
京都府	3	3	3	3	0	0
大阪府	6	1	6	1	0	0
兵庫県	4	1	4	1	0	0
奈良県	2	1	2	1	0	0
和歌山県	2	1	2	1	0	0
鳥取県	3	3	3	3	0	0
島根県	4	4	4	4	0	0
岡山県	3	2	3	2	0	0
広島県	3	2	3	2	0	0
山口県	5	1	5	1	0	0
徳島県	3	1	3	1	0	0
香川県	2	1	2	1	0	0
愛媛県	3	3	3	3	0	0
高知県	2	1	2	1	0	0
福岡県	4	4	4	4	0	0
佐賀県	1	1	1	1	0	0
長崎県	2	2	2	2	0	0
熊本県	2	1	2	1	0	0
大分県	2	1	2	1	0	0
宮崎県	3	3	3	3	0	0
鹿児島県	3	2	3	2	0	0
沖縄県	2	1	2	1	0	0
札幌市	1	1	1	1	0	0
仙台市	1	1	1	1	0	0
さいたま市	1	1	1	1	0	0
千葉市	1	1	1	1	0	0
横浜市	3	2	4	3	1	1
川崎市	2	1	2	1	0	0
新潟市	1	1	1	1	0	0
静岡市	1	0	1	1	0	1
浜松市	1	1	1	1	0	0
名古屋市	1	1	1	1	0	0
京都市	1	1	1	1	0	0
大阪市	1	1	1	1	0	0
堺市	1	0	1	1	0	1
神戸市	1	1	1	1	0	0
広島市	1	1	1	1	0	0
北九州市	1	1	1	1	0	0
福岡市	1	1	1	1	0	0
横須賀市	1	0	1	1	0	1
金沢市	1	0	1	0	0	0
合計	195	116	197	120	2	4

※各年4月1日現在

# 児童相談所における児童虐待相談対応件数等

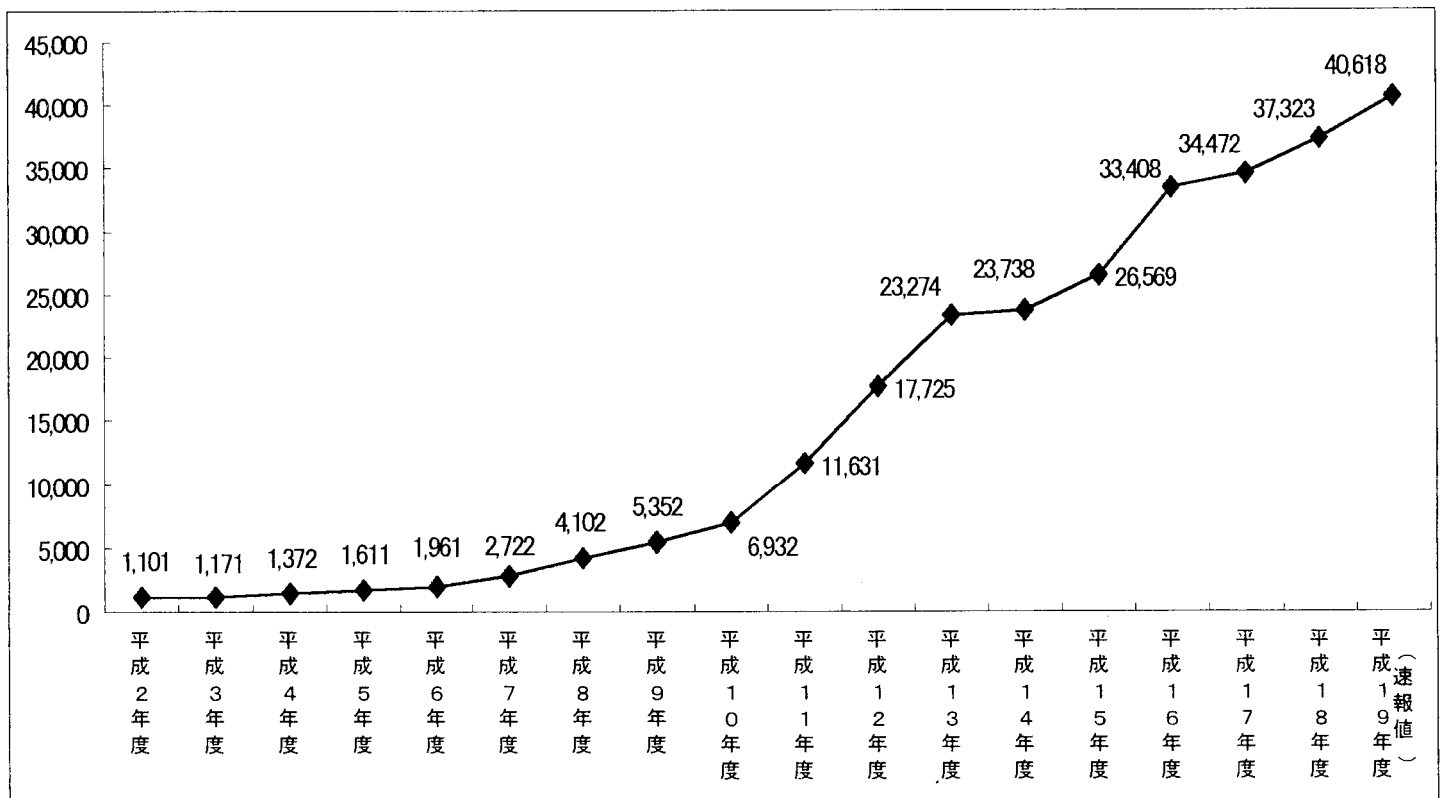
## 1. 児童相談所における児童虐待相談件数

平成19年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

**40,618件** (速報値)

### 【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件 数	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323



2. 児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

	児童相談所対応件数			対前年度増減率
	18年度	19年度 (速報値)	対前年度増減	
北海道	644	939	295	1.46
青森県	332	414	82	1.25
岩手県	303	288	▲ 15	0.95
宮城県	528	603	75	1.14
秋田県	186	249	63	1.34
山形県	129	224	95	1.74
福島県	250	268	18	1.07
茨城県	646	596	▲ 50	0.92
栃木県	521	477	▲ 44	0.92
群馬県	581	624	43	1.07
埼玉県	1,923	1,886	▲ 37	0.98
千葉県	1,287	1,595	308	1.24
東京都	3,265	3,307	42	1.01
神奈川県	1,497	1,679	182	1.12
新潟県	675	545	▲ 130	0.81
富山県	260	336	76	1.29
石川県	129	187	58	1.45
福井県	242	182	▲ 60	0.75
山梨県	304	340	36	1.12
長野県	547	535	▲ 12	0.98
岐阜県	479	530	51	1.11
静岡県	613	470	▲ 143	0.77
愛知県	821	835	14	1.02
三重県	524	527	3	1.01
滋賀県	709	762	53	1.07
京都府	459	482	23	1.05
大阪府	3,195	2,997	▲ 198	0.94
兵庫県	1,080	1,033	▲ 47	0.96
奈良県	570	682	112	1.2
和歌山県	316	457	141	1.45
鳥取県	75	47	▲ 28	0.63
島根県	160	141	▲ 19	0.88
岡山県	1,039	1,048	9	1.01
広島県	961	1,174	213	1.22
山口県	304	282	▲ 22	0.93
徳島県	236	343	107	1.45
香川県	420	468	48	1.11
愛媛県	258	278	20	1.08
高知県	146	158	12	1.08
福岡県	842	821	▲ 21	0.98
佐賀県	114	107	▲ 7	0.94
長崎県	223	196	▲ 27	0.88
熊本県	287	320	33	1.11
大分県	530	527	▲ 3	0.99
宮崎県	220	195	▲ 25	0.89
鹿児島県	84	140	56	1.67
沖縄県	364	440	76	1.21
札幌市	310	478	168	1.54
仙台市	319	429	110	1.34
さいたま市	424	473	49	1.12
千葉市	272	364	92	1.34
横浜市	1,395	2,000	605	1.43
川崎市	499	536	37	1.07
新潟市	—	295	295	—
静岡市	203	210	7	1.03
浜松市	—	191	191	—
名古屋市	850	854	4	1
京都市	548	528	▲ 20	0.96
大阪市	788	913	125	1.16
堺市	400	588	188	1.47
神戸市	261	340	79	1.3
広島市	547	406	▲ 141	0.74
北九州市	456	430	▲ 26	0.94
福岡市	425	358	▲ 67	0.84
横須賀市	226	326	100	1.44
金沢市	122	165	43	1.35
全 国	37,323	40,618	3,295	1.09

※平成18年度に値のない新潟市、浜松市については、属する県に計上

3. 平成20年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

	人口(平成17年10月1日現在) A	児童福祉司の配置員数(20.4.1) B	児童福祉司の管轄人口(A/B)	児童福祉司の配置員数(19.4.1) C	対前年増減人員(B-C)	児童心理司の配置員数(20.4.1) D	児童心理司の配置員数(19.4.1) E	対前年増減人員(D-E)
北海道	3,746,874	62	60,433	62	0	35	35	0
青森県	1,436,657	48	32,651	44	4	20	20	0
岩手県	1,385,041	23	62,956	22	1	13	11	2
宮城県	1,335,120	36	43,068	31	5	18	16	2
秋田県	1,145,501	19	57,275	20	▲1	11	9	2
山形県	1,216,181	20	67,566	18	2	13	12	1
福島県	2,091,319	33	63,373	33	0	14	14	0
茨城県	2,975,167	45	69,190	43	2	18	18	0
栃木県	2,016,631	34	56,018	36	▲2	22	20	2
群馬県	2,024,135	41	47,073	43	▲2	19	20	▲1
埼玉県	5,877,929	107	55,980	105	2	36	35	1
千葉県	5,132,143	78	68,429	75	3	46	43	3
東京都	12,576,601	174	71,866	175	▲1	56	57	▲1
神奈川県	3,458,780	70	52,406	66	4	28	24	4
新潟県	1,646,325	36	45,731	36	0	10	10	0
富山県	1,111,729	16	79,409	14	2	7	7	0
石川県	719,419	16	44,964	16	0	14	14	0
福井県	821,592	13	68,466	12	1	8	7	1
山梨県	884,515	14	68,040	13	1	9	10	▲1
長野県	2,196,114	36	66,549	33	3	17	15	2
岐阜県	2,107,226	34	67,975	31	3	11	12	▲1
静岡県	2,287,459	39	58,653	39	0	19	19	0
愛知県	5,039,642	83	68,103	74	9	31	29	2
三重県	1,866,963	32	69,147	27	5	20	18	2
滋賀県	1,380,361	28	53,091	26	2	15	13	2
京都府	1,172,849	33	34,496	34	▲1	16	14	2
大阪府	5,357,389	132	41,855	128	4	40	41	▲1
兵庫県	4,065,208	73	59,782	68	5	34	34	0
奈良県	1,421,310	24	54,666	26	▲2	10	10	0
和歌山県	1,035,969	20	51,798	20	0	13	11	2
鳥取県	607,012	19	31,948	19	0	6	6	0
島根県	742,223	16	49,482	15	1	12	12	0
岡山県	1,957,264	33	57,567	34	▲1	25	25	0
広島県	1,722,251	33	55,556	31	2	17	17	0
山口県	1,492,606	28	57,408	26	2	13	13	0
徳島県	809,950	17	50,622	16	1	11	10	1
香川県	1,012,400	19	59,553	17	2	10	10	0
愛媛県	1,467,815	28	58,713	25	3	10	8	2
高知県	796,292	18	44,238	18	0	11	6	5
福岡県	2,655,104	53	52,061	51	2	17	16	1
佐賀県	866,369	12	72,197	12	0	8	7	1
長崎県	1,478,632	29	64,288	23	6	10	9	1
熊本県	1,842,233	34	59,427	31	3	10	10	0
大分県	1,209,571	24	52,590	23	1	14	12	2
宮崎県	1,153,042	18	64,058	18	0	7	7	0
鹿児島県	1,753,179	27	64,933	27	0	13	13	0
沖縄県	1,361,594	36	37,822	36	0	11	10	1
札幌市	1,880,863	30	60,673	31	▲1	12	11	1
仙台市	1,025,098	19	60,300	17	2	11	12	▲1
さいたま市	1,176,314	22	58,816	20	2	9	7	2
千葉市	924,319	16	57,770	16	0	12	11	1
横浜市	3,579,628	80	47,728	75	5	21	21	0
川崎市	1,327,011	27	49,149	27	0	10	8	2
新潟市	785,134	12	65,428	12	0	5	5	0
静岡市	700,886	13	58,407	12	1	6	4	2
浜松市	804,032	13	67,003	12	1	10	8	2
名古屋市	2,215,062	42	55,377	40	2	10	9	1
京都市	1,474,811	39	38,811	38	1	11	10	1
大阪市	2,628,811	56	51,545	51	5	15	15	0
堺市	830,966	20	48,880	17	3	10	8	2
神戸市	1,525,393	30	52,600	29	1	12	11	1
広島市	1,154,391	18	67,905	17	1	5	5	0
北九州市	993,525	16	62,095	16	0	6	6	0
福岡市	1,401,279	22	63,695	22	0	7	7	0
横須賀市	426,178	9	47,353	9	0	7	7	0
金沢市	454,607	11	45,461	10	1	6	6	0
合計	127,767,994	2,358	54,185	2,263	95	1,013	960	53

A 平成17年10月1日 国勢調査



スーパーバイザーの配置状況

	スーパーバイザー の配置員数 (20.4.1) D	スーパーバイザー の配置員数 (19.4.1) E	対前年 増減人員 (D-E)
北海道	8	8	0
青森県	11	8	3
岩手県	5	4	1
宮城県	8	9	▲1
秋田県	1	3	▲2
山形県	2	3	▲1
福島県	8	8	0
茨城県	13	12	1
栃木県	10	9	1
群馬県	1	2	▲1
埼玉県	15	15	0
千葉県	17	6	11
東京都	14	13	1
神奈川県	20	20	0
新潟県	7	7	0
富山県	4	4	0
石川県	1	1	0
福井県	3	3	0
山梨県	2	1	1
長野県	5	6	▲1
岐阜県	0	0	0
静岡県	9	8	1
愛知県	14	13	1
三重県	12	7	5
滋賀県	6	5	1
京都府	4	4	0
大阪府	31	28	3
兵庫県	6	6	0
奈良県	3	4	▲1
和歌山県	6	5	1
鳥取県	9	7	2
島根県	9	9	0
岡山県	5	0	5
広島県	7	7	0
山口県	9	10	▲1
徳島県	4	4	0
香川県	8	8	0
愛媛県	1	1	0
高知県	8	5	3
福岡県	15	15	0
佐賀県	1	0	1
長崎県	8	5	3
熊本県	7	7	0
大分県	8	8	0
宮崎県	3	3	0
鹿児島県	9	7	2
沖縄県	5	5	0
札幌市	6	6	0
仙台市	7	7	0
さいたま市	2	2	0
千葉市	1	1	0
横浜市	16	16	0
川崎市	4	4	0
新潟市	3	3	0
静岡市	1	1	0
浜松市	3	2	1
名古屋市	14	10	4
京都市	10	10	0
大阪市	8	8	0
堺市	2	2	0
神戸市	4	4	0
広島市	2	2	0
北九州市	4	3	1
福岡市	3	4	▲1
横須賀市	0	1	▲1
金沢市	1	1	0
合計	453	410	43

# 児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

## 趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

### (参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

## 現状等

- 平成20年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 66自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:61自治体

24時間以内: 5自治体(茨城県、群馬県、福井県、鳥取県、長崎県)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

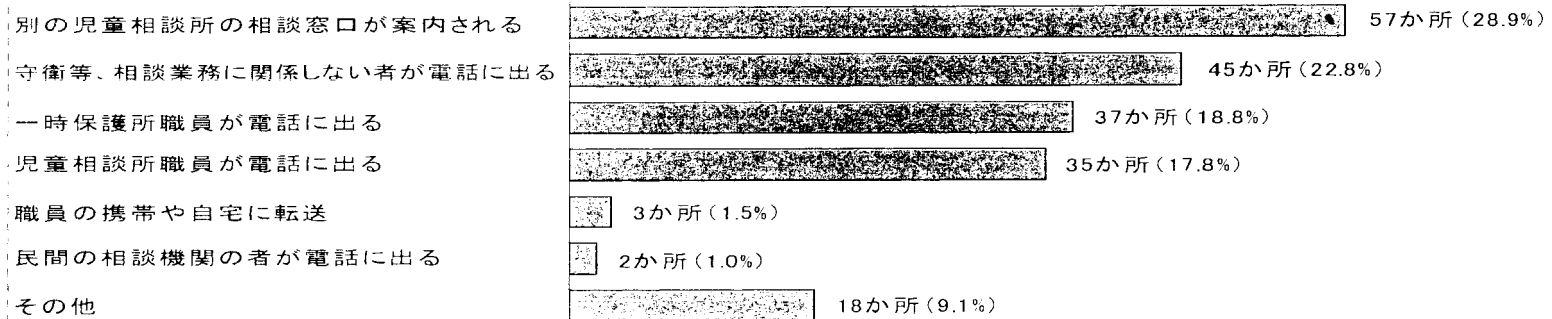
# 児童相談所における夜間・休日の相談体制

- 児童虐待防止等の観点から、全国どこにいても、いつでも相談が可能な体制を整備するため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における夜間・休日の相談体制(電話対応)の整備を図ることが目標として掲げられた。
- 平成20年4月1日現在、全ての児童相談所において何らかの措置が講じられている(全児童相談所数:197か所)。具体的な対応方法は以下のとおり。

## 【電話相談の受付体制】

- ・ 電話に出る者については、「別の児童相談所の相談窓口が案内される」が28.9%と最も多く、次いで「守衛など相談業務に関連しない者」が22.8%であった。

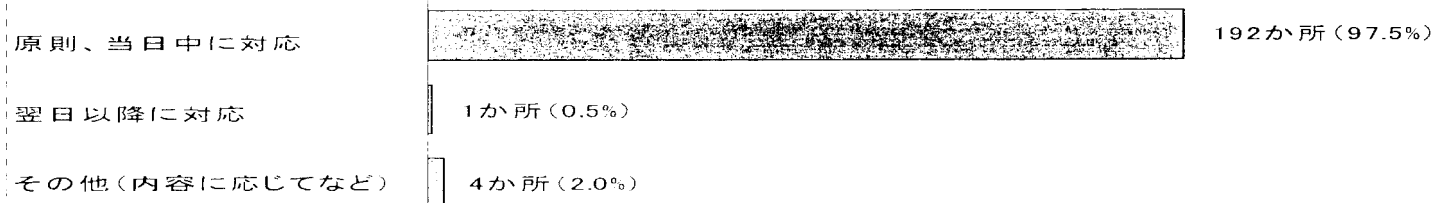
### 夜間・休日における電話相談の受付体制



## 【電話相談への対応】

- ・ 電話相談への対応は、おおむね当日中に対応。

### 夜間・休日における電話相談への対応



# 児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

○ 児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における地域の医療機関との協力・連携体制の充実を図ることが目標として掲げられた。

○ 平成20年4月1日現在、156か所(79.2%)の児童相談所において体制整備を行っている。

## 【都道府県別の状況】

自治体名	対応済	未対応
北海道	8	0
青森県	2	4
岩手県	3	0
宮城県	3	0
秋田県	3	0
山形県	2	0
福島県	4	0
茨城県	3	0
栃木県	3	0
群馬県	3	0
埼玉県	6	0
千葉県	6	0
東京都	11	0
神奈川県	1	4
新潟県	1	4
富山県	2	0
石川県	2	0

自治体名	対応済	未対応
福井県	2	0
山梨県	2	0
長野県	0	5
岐阜県	5	0
静岡県	4	0
愛知県	1	9
三重県	5	0
滋賀県	0	2
京都府	3	0
大阪府	6	0
兵庫県	4	0
奈良県	2	0
和歌山県	1	1
鳥取県	3	0
島根県	4	0
岡山県	3	0
広島県	3	0

自治体名	対応済	未対応
山口県	0	5
徳島県	3	0
香川県	2	0
愛媛県	0	3
高知県	2	0
福岡県	3	1
佐賀県	1	0
長崎県	0	2
熊本県	1	1
大分県	2	0
宮崎県	3	0
鹿児島県	3	0
沖縄県	2	0
札幌市	1	0
仙台市	1	0
さいたま市	1	0
千葉市	1	0

自治体名	対応済	未対応
横浜市	4	0
川崎市	2	0
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	1	0
京都市	1	0
大阪市	1	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
広島市	1	0
北九州市	1	0
福岡市	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	1	0
合計	156	41

都道府県等別 児童相談所における警察官・教員等の配置状況

(単位:人)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道							26									1			26	1
青森県																1				1
岩手県																				
宮城県			6												1				7	
秋田県																				
山形県																				
福島県											1				7	3			7	4
茨城県			3																3	
栃木県			3																3	
群馬県							2							1			1		2	
埼玉県																				
千葉県			9				3												12	
東京都	1																1			
神奈川県							4									3			4	3
新潟県																				
富山県																				
石川県			1												1	2			2	2
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県			7				1								2	4			10	4
静岡県																				
愛知県																				
三重県			3				2								1				6	
滋賀県																				
京都府											1									1
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県															3				3	
島根県																				
岡山県																2				2
広島県			2					1						1			1		2	1
山口県											2									2
徳島県			4								5								4	5
香川県																				
愛媛県																				
高知県			1												2				3	
福岡県											1					5				6
佐賀県			1												1				2	
長崎県														1	2			1	2	
熊本県	1		4														1		4	
大分県									2									2		
宮崎県			4				7				5								4	12
鹿児島県							2				2									4

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
沖縄県																				
札幌市															1					1
仙台市															4					4
さいたま市																				2
千葉市							2													2
横浜市																5				5
川崎市																				3
新潟市								1								2				3
静岡市			1													1				1
浜松市			1					1								1				2
名古屋市															1					1
京都市																				
大阪市																				
堺市														2		4		2		4
神戸市								2						1				1		2
広島市			2				1							1				1	3	6
北九州市			2												1	6			3	6
福岡市						1	3	2		1		1						2	3	3
横須賀市																2				2
金沢市																				
合計	1	0	54	0	0	1	44	16	0	3	0	18	0	7	26	43	2	11	124	77

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成20年4月1日現在)

# 「児童虐待防止対策支援事業について」(通知)

雇児総発第0501003号  
平成20年5月1日

各 都道府県  
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待防止対策支援事業について

児童虐待防止につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業の実施については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)により実施することとし、また、平成20年3月31日付け雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によりその一部を改正したところですが、児童相談体制の強化の観点から、下記の点に留意されつつ、より積極的な取扱いをお願いします。

記

- 1 要綱改正の主な内容は次のとおりであること。
  - (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)において、市町村の児童相談体制の強化のため、市町村の職員(要保護児童対策調整機関の職員を含む。)を受講の対象者として追加したこと。
  - (2) 法的対応機能強化事業、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業、一時保護機能強化事業において、警察官OB等からの援助を得られるよう体制整備を行う場合も助成を行うこととしたこと。
  - (3) 国の助成に当たっての事前の協議を廃止し、業務の簡素化を図ったこと。
- 2 1の(2)に関連して、今般、別添のとおり、警察庁生活安全局少年課長から、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長等宛てに「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について」(平成20年4月21日付警察庁丁少発第102号)が通知され周知が図られたところである。

児童虐待の対応については、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い臨検・搜索制度が設けられるなど、警察との連携がより一層重要となるので、標記事業を活用して警察官OBを採用する場合には、各都道府県警察本部長官課に協力を求め、優秀な人材の確保に努めるなど、児童虐待の対応強化について積極的な取組を図りたい。

別添

原議保存期間1年  
(平成21年12月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各 方 面 本 部 長

警察庁丁少発第102号  
平成20年4月21日  
警察庁生活安全局少年課長

厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について  
標記の件については、厚生労働省において「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成17年4月1日から実施されているところであるが、先般、要綱の改正があり、警察庁に対して別添のとおり依頼がなされた。

本事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的に実施されるものであり、要綱で示された事業のうち

- 法的対応機能強化事業
- スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- 一時保護機能強化事業

の3事業について、警察官OB等実務経験者の援助を得ることができることとされた。

上記事業における警察官OB等の援助内容の詳細は要綱に示されているが、警察官OBが各自治体の児童相談所の非常勤職員として採用されることにより、

- 都道府県知事(児童相談所職員)が行う臨検・搜索の許可状請求や、接近禁止命令等手続きの迅速な対応
- 虐待事案の危険度や緊急度についての的確な判断及び警察との連携強化

などが図られることが期待される。

については、各都道府県の児童福祉主管課から、本事業への警察官OB等の採用について相談があった場合には、生活安全部門と警務(人事)部門が連携を図り、実務能力を備えた優秀な人材を選挙するなど、児童虐待防止対策支援事業に協力するよう配慮されたい。

なお、本通達については警察庁長官官房人事課と協議済みであることを申し添える。

# 地方分権改革推進委員会 第1次勧告の内容

## [児童相談所関連部分]

### 地方分権改革推進委員会 第1次勧告(抄)

平成20年5月28日  
地方分権改革推進委員会

#### 第2章 重点行政分野の抜本的見直し

##### (1)くらしづくり分野関係

##### 【保健所・児童相談所】

市町村合併の進展等により、都道府県の保健所の管轄区域が「虫食い」、「飛び地」のような状態となっているところもある。住民の利便性向上等の観点から、保健所について、市町村への権限移譲を進めるとともに、広域連合等の共同処理方式による設置についても検討する必要がある。

(中略)

児童相談所についても、市町村への権限移譲を進める。

- 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。



# 一時保護所の環境改善について

## 1. 一時保護施設等緊急整備計画

### 一時保護の現状

地域ごとに見ると・・・

	16年度	17年度	18年度
平均在所日数	22.4日	24.3日	25.9日
定員	2,333人	2,472人	2,477人
1日当たり保護人員	1,158人	1,207人	1,320人

### ○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体数】

(18年)

(19年)

23自治体 [34.8%] → 21自治体 [31.8%]

※[ ]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

### 緊急整備計画の策定

#### 1. 計画の概要

定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体については、遅くとも平成21年度末までに一時保護施設の定員不足を解消するための改善計画(一時保護施設等緊急整備計画)を策定。

##### 1. 緊急整備計画策定自治体への特例措置

(1)ハード交付金の優先採択

(2)緊急整備計画期間中、児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認

##### 2. 定員を超えて一時保護を行った日数が60日以上の一時保護施設を有する自治体への措置

以下の補助事業の交付に当たって、緊急整備計画の策定を条件とする。

(1)一時保護施設整備の補助(ハード交付金)

(2)児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」と「24時間・365日体制強化事業」の2事業

#### 2. 計画の策定状況

○ 緊急整備計画策定自治体 …… 17自治体

○ 平成21年度末までの定員解消計画(定員の増員数)

[一時保護施設:134名、児童養護施設:161名、地域小規模児童養護施設:102名、里親関係:86名、乳児院:20名、その他:30名]



## 2. 個別対応のための環境改善

- 一時保護中の子どもが安全で安心して過ごせる環境の整備の観点から、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行うことが目標として掲げられた。

- 混合処遇の改善や、個別対応できる居室等を有する一時保護所の数:47か所(39.2%)

※平成20年4月1日現在

### 【都道府県別状況】

自治体名	対応済	未対応
北海道	1	7
青森県	0	1
岩手県	0	3
宮城県	0	1
秋田県	0	1
山形県	0	2
福島県	0	3
茨城県	0	1
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	0	3
千葉県	1	4
東京都	5	0
神奈川県	1	2
新潟県	0	3
富山県	2	0
石川県	2	0

自治体名	対応済	未対応
福井県	2	0
山梨県	1	1
長野県	0	2
岐阜県	0	2
静岡県	0	2
愛知県	1	0
三重県	1	1
滋賀県	0	2
京都府	1	2
大阪府	1	0
兵庫県	1	0
奈良県	0	1
和歌山県	0	1
鳥取県	0	3
島根県	0	4
岡山県	0	2
広島県	0	2

自治体名	対応済	未対応
山口県	0	1
徳島県	1	0
香川県	1	0
愛媛県	0	3
高知県	1	0
福岡県	2	2
佐賀県	1	0
長崎県	2	0
熊本県	0	1
大分県	0	1
宮崎県	3	0
鹿児島県	0	2
沖縄県	1	0
札幌市	1	0
仙台市	0	1
さいたま市	0	1
千葉市	1	0

自治体名	対応済	未対応
横浜市	3	0
川崎市	0	1
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	1	0
京都市	0	1
大阪市	1	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
広島市	0	1
北九州市	1	0
福岡市	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	0	0
合計	47	73

## 児童相談所運営指針における子どもの行動自由の制限

児童相談所の運営につきましては、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日 児発第133号）に基づき実施していただいているところであり、その中において、一時保護の実施について、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等に十分留意することとなっている。

（参考）児童相談所運営指針抜粋

### 第5章 第1節

#### 4. 行動自由の制限

##### （1）行動自由の制限

一時保護中は、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等について十分留意する。無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短時間の制限とする。

##### （2）制限の決定

行動自由の制限の決定は、判定会議等において慎重に検討した上で児童相談所長が行う。なお、このことについては必ず記録に留めておく。

##### （3）制限の程度

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

雇児総発第0424001号

平成20年4月24日

各 都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市  
市区町村

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の評価方針等について

当局所管の児童福祉施設等の整備については、「平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（平成20年4月24日付け雇児発第0424001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の整備計画の評価方針及び協議対象施設の選定等のほか、下記事項を評価する方針であるので、これらを十分に踏まえ、真に必要と認められるものに厳選し、協議されるようお願いする。

#### 記

##### 1 児童福祉施設等の整備に係る予算について

児童福祉施設等に係る施設整備については、都道府県・市区町村行動計画を基に策定する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るため、平成20年度予算においては、約137億円を計上したところである。

平成20年度における交付金の協議にあっては、厳しい財政状況の中、限られた財源を効果的かつ有効に活用する見地から、整備計画の内容を十分に精査した上で、真に必要な施設整備に厳選されるとともに、整備計画に盛り込む各々の施設の妥当性や評価方針との整合性及び法人審査についても万全を期されたい。

## 2 整備計画の評価方針について

平成20年度においては、次の事項を基本として交付金における整備計画を評価することとしているので、都道府県・市区町村にあつては、その内容を確認し、整備計画内容を十分に精査し、真に必要と認められるものに厳選し、協議されたい。

(1) 一時保護施設については、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえ、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う整備を推進する。

また、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的な定員超過が見られることから、平成21年度までに「一時保護施設等緊急整備計画」に基づく整備の推進を図る。

(2) 児童入所施設等については、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえ、児童養護施設等の小規模ケア化のための整備や、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターの設置の促進を図るとともに、建設後相当の経過年数を経ている施設及び老朽化している施設の改築等を推進する。

また、入所児童等の快適な居住環境の確保のため、児童養護施設における個室化推進のための整備や、地域における自立支援や子育て支援のため、母子家庭等子育て支援室、親子生活訓練室などの整備促進を図る。

(3) 民間保育所については、「子ども・子育て応援プラン」において、引き続き推進することとしている待機児童ゼロ作戦に基づく保育所受入れ児童数の拡大を図ることとし、待機児童解消を図るための保育所の創設等を推進するとともに、建設後相当の経過年数を経ている施設及び老朽化している保育所の改築等を推進する。

また、同プランに盛り込まれている事業の推進を行うため、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備、病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）のための保育室等の整備等を推進する。

### 3 交付金における交付基礎点数表について

平成20年度の交付基礎点数については、平成19年度と同額とし、単価改定は行わないこととしている。

※ 平成17年度からの交付金化に伴い、基準単価表を廃止し、交付基礎点数表としたところであり、この点数表の基本的考え方は、従来の社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金における基準単価表を基本としつつ、施設種別、建設コストの地域差や沖縄振興特別措置法などの財政上の特別措置を考慮した上で、点数化しているものである。

### 4 継続事業の取扱いについて

前年度からの継続事業については、継続事業であっても、単に前年度と同様とすることなく、事業内容の更なる精査を図った上で、「平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」(平成20年4月24日付け雇児発第0424001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における協議書にて、平成20年5月26日(月)までに、雇用均等・児童家庭局総務課あて、提出されたい。

なお、平成19年度からの継続事業に係る交付基礎点数については、19年度の交付基礎点数を適用する。

また、平成21年度以降にあっても、より厳しい緊縮予算となることが予想されるため、平成21年度以降の継続事業であっても、その財政措置は確約できないことから、原則、単年度により事業が完了するよう調整に努められたい。

### 5 その他の留意事項

- (1) 当該交付金を協議する際、建設用地の確保が確実であり、地域住民の同意を得ているものに厳選し、協議されたい。
- (2) 児童入所施設等にあつては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮するとともに、情緒障害児短期治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選し、協議されたい。

# 第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による 死亡事例等の検証結果総括報告の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

## はじめに

痛ましい虐待による死亡事例が続いており、本委員会のこれまでの提言が十分に活用されていないことから、総括的分析を行うとともに今後の課題等を取りまとめた。

## 対 象

○ 第1次報告から第4次報告までの対象事例(※)247例(295人)。

※ 厚生労働省が都道府県(指定都市等含む)に対する調査により把握した平成15年7月1日から平成18年12月31日までの間に生じた児童虐待による死亡事例

## 分析方法

○ 247例について、「心中以外」の事例175例(192人)、「心中」(未遂を含む)の事例72例(103人)に分けて分析。

○ 上記のうちの15例及び死亡には至らなかったが重大事例である1例についてこれまで行われたヒアリング・個別検証の結果も改めて取りまとめ、これらを通して得られた特に強調すべき点についても取りまとめた。



## 事例の総合的分析

### 調査票による結果 — 「心中以外」の事例—

- 死亡した子どもは0歳児が約4割であり、低年齢に集中。
- 「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が比較的高い傾向にあり、妊娠期・育児期に何らかの問題。
- 地域社会との接触が「ほとんどない」、「乏しい」の合計が約7割で推移しており、地域社会との接触に乏しい。
- 実母の「養育能力の低さ」、「育児不安」、「うつ状態」に該当する割合が高く(第3・4次報告では、「養育能力の低さ」約20～40%、「育児不安」約25%、「うつ状態」約15%)、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 児童相談所の関与事例は全体的には減少傾向(第1次報告:5割、第2次報告:約3割、第3次報告・第4次報告:約2割)。一方、関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例は増加傾向(第1次報告:約25%、第2次報告:約27%、第3次報告:約45%、第4次報告:約46%)。
- 地方自治体による検証が行われた事例は半数以下(第2次・第3次報告:約5割、第4次報告:約4割)。

## 調査票による結果 - 「心中」の事例 -

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、下記の傾向がある。
  - ・死亡した子どもの年齢は、「心中以外」の事例に比較してばらつきが大きい。
  - ・1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い。

## 個別ヒアリング調査で把握された問題点・課題

### 1. 安全確認の徹底

- 保護者の近親者等の情報のみに基づくなど、直接目視による子どもの安全確認等が徹底されていない。

### 2. 適切なアセスメント

- 子どもの顔面・頭部の怪我等明らかにハイリスク要因であるものを認識できていない、家族全体の状況を把握した上でのアセスメントができていないなど、リスク要因の的確な把握、判断やこれに基づくアセスメント、援助方針の策定・見直しが不十分。

### 3. 関係機関の連携・情報共有

- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が一度も開催されていないなど、関係機関等の連携・情報共有や関係機関等の役割の調整、事例の進行管理の徹底が不十分。

#### 4. 児童相談所における体制の強化

- 特定の担当者に判断が任されているなど、一つの事例に関わる関係者が常に情報共有する体制、事例の進行管理を徹底する体制や、専門的助言を得るためのスーパービジョン体制が整備されていない。

#### 5. 介入的アプローチ

- 受容的なアプローチに終始するなど、保護者等との関係を重視しすぎる等により、子どもの安全確認や保護のために必要な積極的介入が行われていない。

#### 6. 一時保護・施設入所措置解除時のアセスメント及び退所後の支援

- 一時保護や施設入所措置の解除を行うに際し、それが適切かどうかのアセスメントが徹底されていない。また、家庭復帰後の支援が重要であるにもかかわらず、その必要性が徹底されていない。

### **第1次から第4次報告までの提言を踏まえた国の対応状況**

- これまで第1次報告から第4次報告までの提言を踏まえ、児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正や児童相談所運営指針等の改正といった国の対応が行われてきている。

## 今 後 の 課 題

これまで繰り返し同様の課題を指摘してきたが、最近においても指摘した課題等を要因に死亡事例が生じている。このため、特に重要な事項について改めて課題を指摘し、対応策の提言を行う。

### 1. 妊娠期からの虐待予防の重要性の再認識

- 妊娠や育児で母親が問題を抱えている場合等が多く、医療機関と市町村の保健部門との情報共有等や、市町村内における保健部門と児童福祉部門との密接な連携を図り、必要な支援が行われる体制を整備すべきである。

### 2. 安全確認の重要性の再認識

- 安全確認の対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
  - ・児童相談所職員等の直接目視により行うことを基本とする。
  - ・安全確認が行えない場合は、立入調査を検討するなど、速やかな対応を行うことが必要。
  - ・虐待に該当するか否かにこだわるのではなく、不適切な監護が認められれば、積極的に介入的アプローチを行う。
- 虐待通告があった場合にとどまらず、援助過程であっても家族に会えなくなった等の危機的状況が生じた場合、速やかに行うべきである。

### 3. リスクアセスメントの重要性の再認識

- リスクアセスメントの対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
  - ・常に虐待死が起こる事態を想定して行う。
  - ・必ず虐待者本人と面接をすることを含め家族全体のアセスメントを行う。
  - ・職員個人の判断だけではなく、組織的に行う必要がある。
- 虐待のリスク要因が認められる場合は、速やかに子どもの安全確認を行い、アセスメントを行うべきである。（「当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因」参照）
- 援助方針は、保護者の状況等に応じて適切に見直しを行うことが必要である。

### 4. 関係機関との連携のあり方の再確認

- 事例対応においては、役割分担を明確にするべきであり、特に主として関わる関係機関や進行管理に関する役割を決める必要がある。
- 関係機関は、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべきである。
- 関係機関は、すべての機関が、要支援家庭には虐待が起こる可能性が高いことを認識して支援していく必要がある。
- 医療機関から保健及び福祉機関への情報提供を定型化し、情報提供を受けた機関は支援チームを構築し、アセスメントを経て適切な支援を展開する必要がある。

## 5. きょうだいへの対応についての再確認

- 虐待を受けた子どものきょうだいについて、虐待の対象となる可能性があることを認識し、まずは安全確認を行うことが必要である。
- きょうだい虐待の対象となる可能性があること等を認識し、児童記録票の作成を作成し、定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

## 6. 人材の育成および組織体制の重要性の再確認

- 市町村等の関係機関が適切に事例を児童相談所につなげるよう、虐待に対する知識や基礎的スキルの獲得等に向けた関係者の資質の向上への支援策を図るべきである。
- 児童相談所は、虐待対応の中核機関としての自覚を持ち、研修体制の充実など一人ひとりの職員の技能の向上を図るとともに、組織としての対応システムの強化を図る必要がある。

## 7. 地方公共団体における検証に関する課題の再確認

- 形式的なものにとらわれず、有効な検証を実施することが望まれており、一般論にとどまることなく、地域の人的な資源の状況など地域特性を踏まえた検証を行うことが求められる。

### おわりに

虐待による悲惨な死亡事例など重大事例の再発防止に向けて、本委員会としても引き続き必要な分析・提言を行っていく。

## 当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

### 保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

### 子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

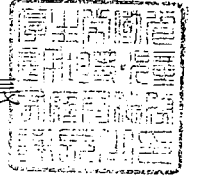
※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。



雇児総発第0314002号  
平成20年3月14日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部 (局) 長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)については、本年4月1日から施行されること、その内容については、「「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について」(平成20年3月14日雇児発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)でお示ししたとおりであるが、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定されることとなったところである。

今後、国及び地方公共団体それぞれにおいては、当該責務を踏まえ、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することが期待されるが、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、今般、その基本的な考え方、検証の進め方等について通知するものである。

については、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。



## 別紙

### 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

##### 2 実施主体

都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

##### 3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

##### 4 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

##### 5 検証対象の範囲

検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

なお、都道府県は、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例を含め、広く虐待による死亡事例等の情報収集に努めるものとする。

##### 6 会議の開催

死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証する方法も考えられる。

## 7 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会（略）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報保護に関する法律第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

## 8 報告等

- (1) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県に報告するものとする。
- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- (4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては、「社会保障審議会及び児童福祉審議会（都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

## 9 児童相談所又は市町村等による検証

- (1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業

に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。

- (2) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

## 第2 検証の進め方

### 1 事前準備

#### (1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況、特性等
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

#### (2) 資料準備

ア (1) で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。

- ・ 各児童相談所の組織図
- ・ 職種別スタッフ数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

### 2 事例の概要把握

会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

#### (1) 確認事項

ア 検証の目的

イ 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

ウ 検証スケジュール

(2) 事例の概要把握

ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。

イ 疑問点や不明な点を洗いだす。

3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

(1) 関係機関ごとのヒアリング

ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。

イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。

ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。

エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。

オ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではない。

カ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

(2) 現地調査

ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題、その他の問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき、建設的な議論を行うことが期待される。

5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問

題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を提言する。

## 6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

### （1）報告書の作成

- ア 報告書の骨子について検討する。
- イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。
  - ・ 検証の目的
  - ・ 検証の方法
  - ・ 事例の概要
  - ・ 明らかとなった問題点・課題
  - ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
  - ・ 今後の課題
  - ・ 会議開催経過
  - ・ 検証組織の委員名簿
  - ・ 参考資料
- ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。
- エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

### （2）公表

事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。

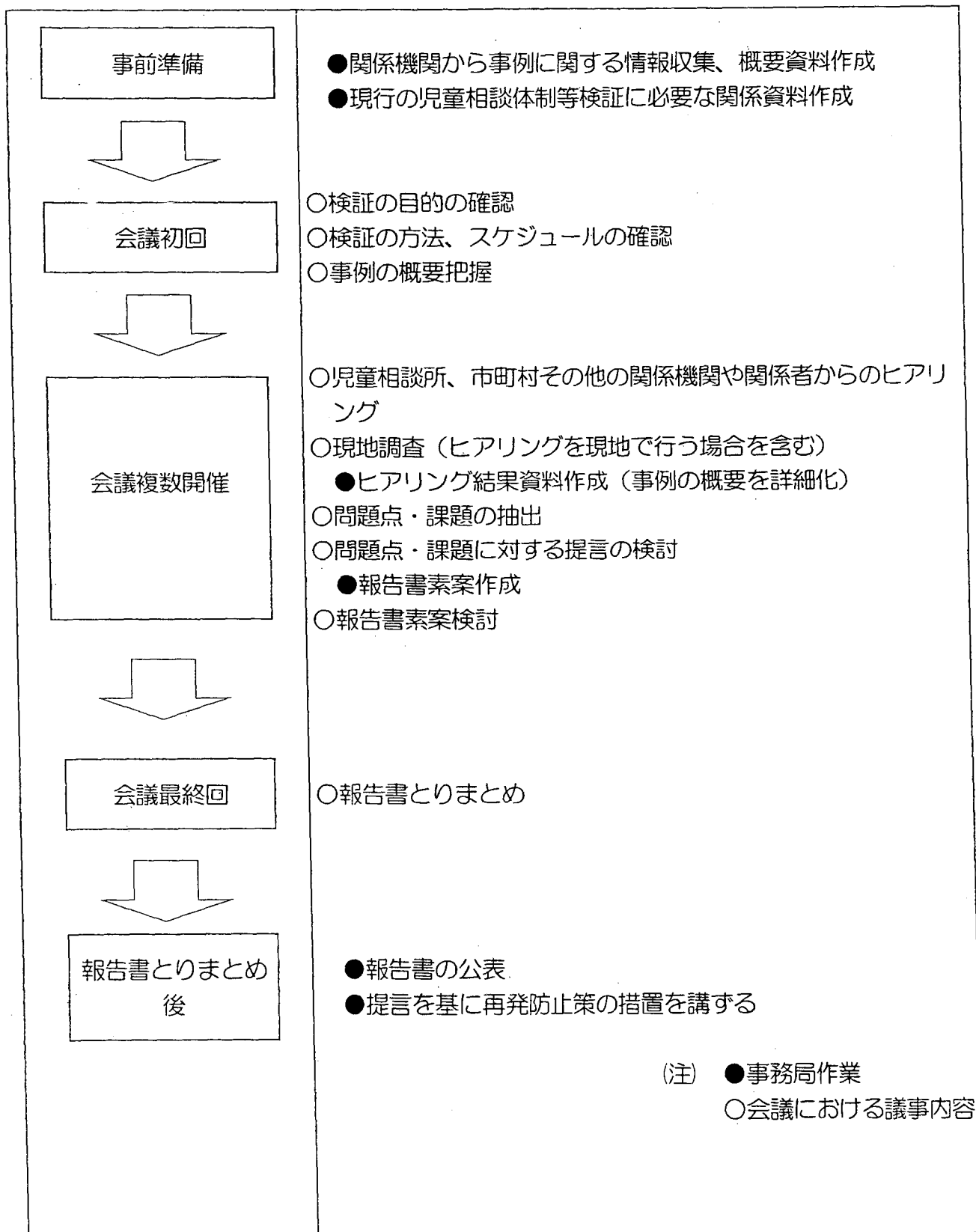
### （3）報告書の提言を受けて

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告する。

別添

【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する



# 平成20年度児童虐待防止対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室

(平成19年度当初予算) (平成20年度予算)  
14,089百万円 → 14,643百万円

【次世代育成支援対策交付金を除く。】

## 1. 発生予防対策の推進

### (1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の全国展開に向け、推進を図る。

### (2) 育児支援家庭訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う「育児支援家庭訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

### (3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域における子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

### (4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に児童養護施設等における子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について、市町村行動計画に基づく各自治体の取組の着実な推進を図る。

### (5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

## (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

## 2. 早期発見・早期対応体制の充実

### (1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】

【次世代育成支援対策交付金】

市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

- 都道府県等が実施する研修の対象拡大

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

都道府県等が実施する児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の対象に、子どもを守る地域ネットワークのコーディネーター等の市町村職員を加える。

### (2) 児童相談所等の機能強化

- 児童相談所による一時保護委託を推進するため、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設に加え、障害児施設についても、一時保護児童を受け入れた場合に事務費の支弁を行う。

### (3) 一時保護施設等の環境改善

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

- 児童虐待の対応を図るため、都道府県等が策定した一時保護施設等緊急整備計画等を踏まえ、児童相談所及び婦人相談所の一時保護施設における環境改善や児童養護施設等に一時保護を受託するための施設整備を推進する。



#### (4) 子どもの心の診療拠点病院の整備【新規】

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

#### (5) 児童家庭支援センターの設置促進【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに100か所を目標に設置を推進する。

### 3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

#### (1) 里親制度の拡充

社会的養護体制の見直しの一環として、養育里親と養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、専門里親が受託する子どもの対象を拡大するなど里親制度の見直しを行うとともに、里親手当の改善や里親支援体制の充実を図る。

- 里親支援機関による里親の支援【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の掘り起こし、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する事業を創設する。

- 里親手当の改善

里親委託を積極的に推進するため、里親制度の見直しとあわせて、里親手当・専門里親手当について、その改善を図る。

- 里親受託支度費の改善

新たに委託措置した際に必要な被服、寝具、家具等の経費として支弁される里親受託支度費の充実を図る。

## (2) 児童福祉施設の支援の充実

子どもの状態に応じたきめ細かな支援を推進するため、児童福祉施設における支援体制の充実を図る。

### ○ 小規模グループケアの推進

虐待などにより心に深い傷を持つ子どものうち、家庭的な環境の中で手厚いケアを要する子どもに対応する職員を配置するなど、小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。(580か所 → 613か所)

### ○ 看護師の配置【新規】

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に常勤の看護師を配置する。  
(53カ所)

## (3) 施設退所者等への支援の充実

児童養護施設を退所する子ども等の就業・生活支援などを行い、退所後の地域生活を支援するなど、総合的な子どもの自立支援を推進する。

### ○ 地域生活支援事業（モデル事業）の創設【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

施設を退所した者等が、就業や生活に関して気軽に相談できる体制を整備するとともに、同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うことを支援するなど、地域生活を支援するモデル事業を創設する。

### ○ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに60か所を目標に設置を推進する。

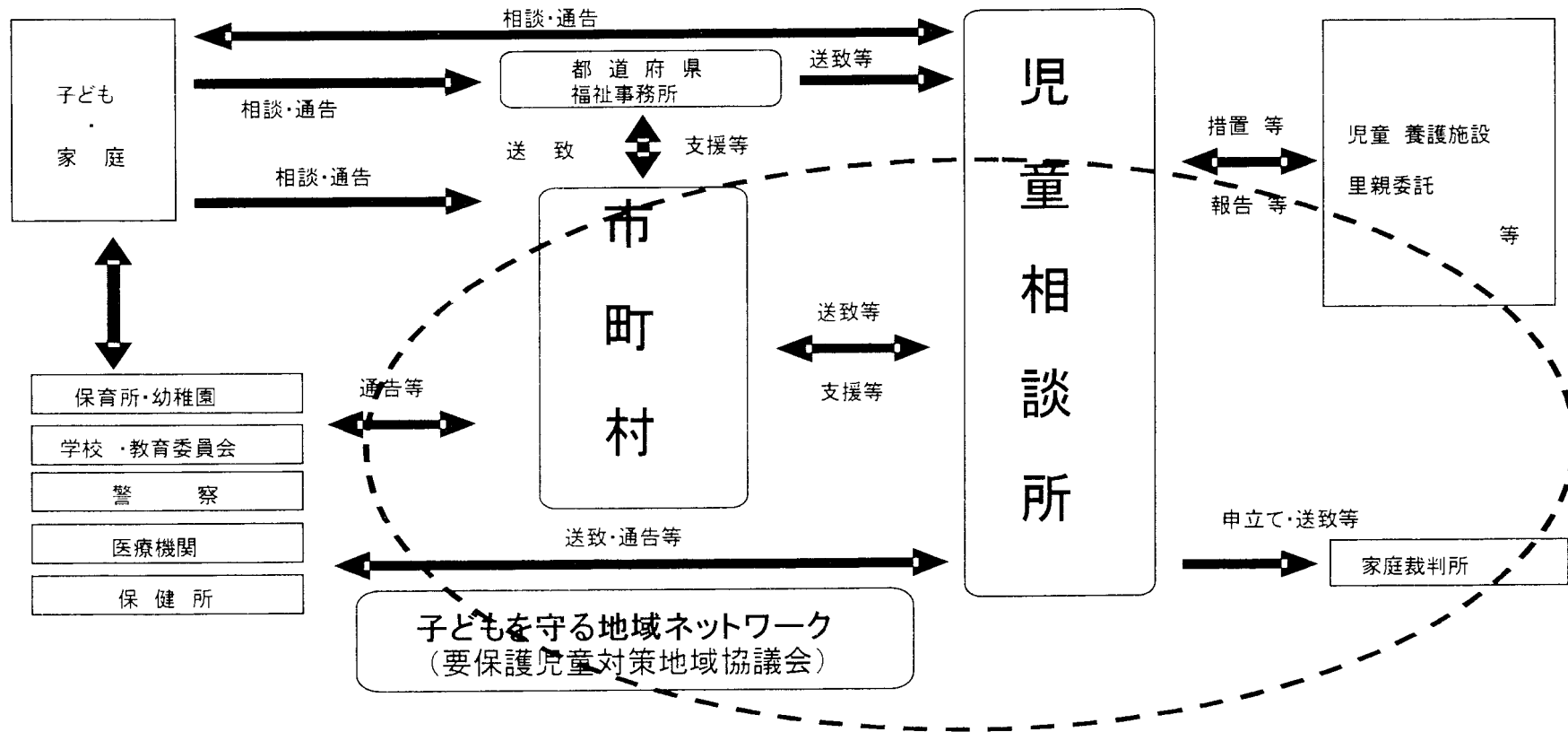
### ○ 身元保証人確保対策事業の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。

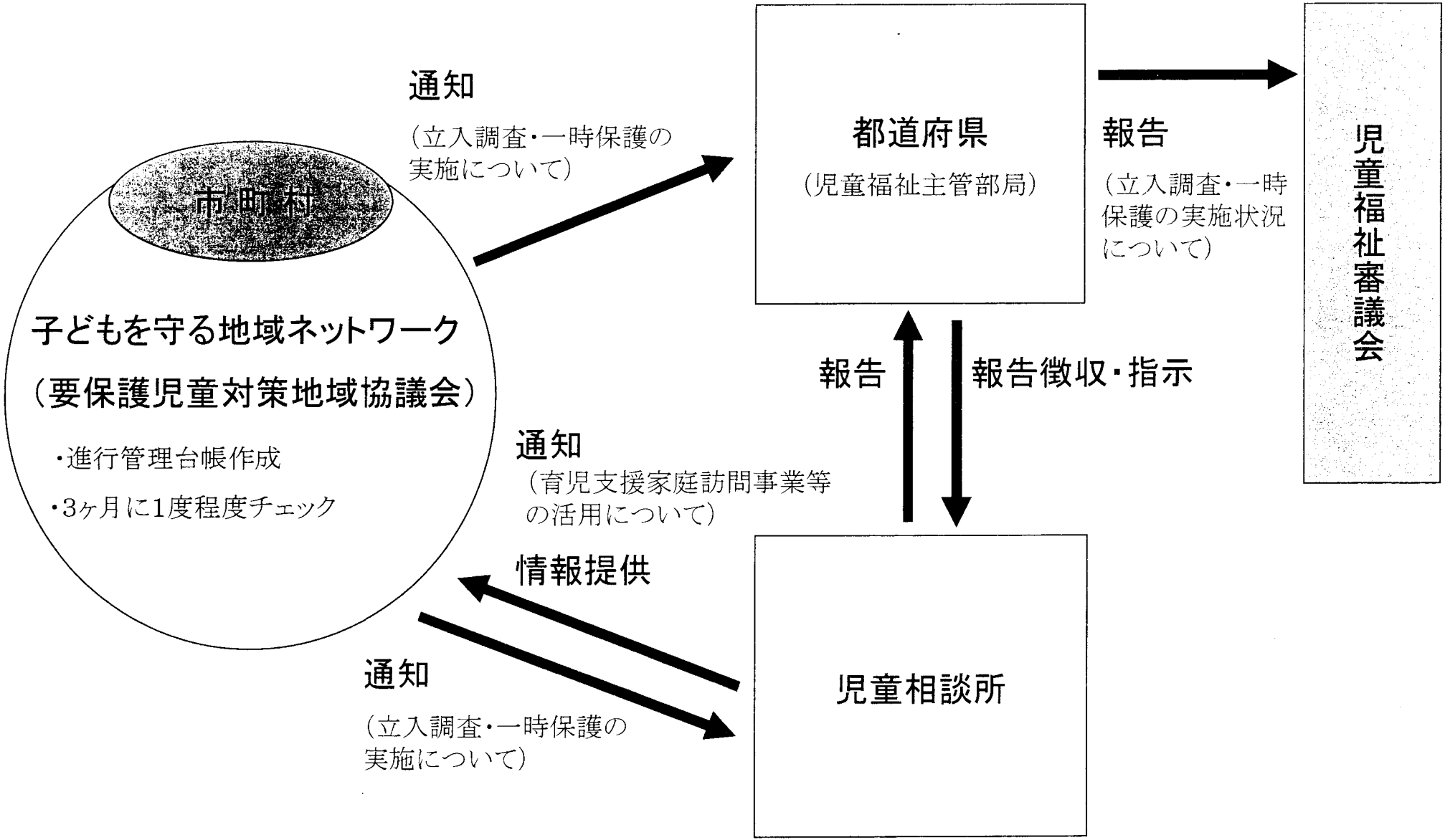
# 地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。
- 現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められているところ(平成19年4月1日現在、84.1%が設置)。



# 児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



# 市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全 国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成19年4月1日現在

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握



家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、  
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子  
育て経験者等について、人材発掘・研修を  
行い、幅広く登用

ケース対応会議

育児支援家庭訪問  
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク  
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

# 子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

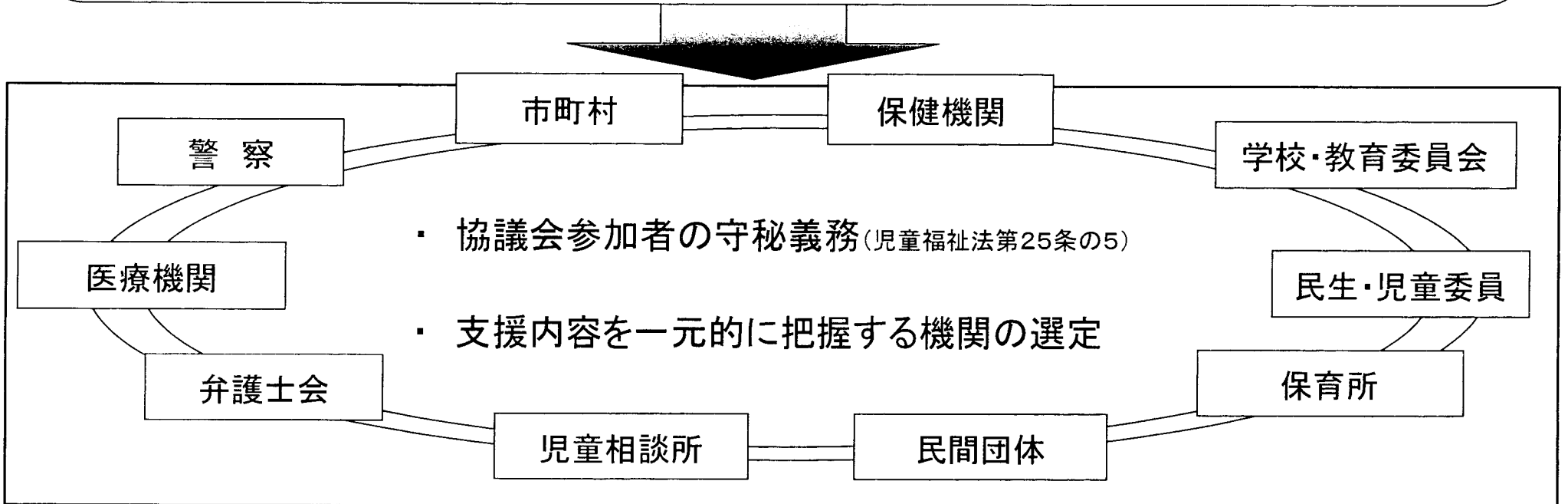
## 果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要





## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

### 【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中  
⇒ 84.1%の市町村で設置(平成19年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、10.9%(平成19年4月・調整機関担当職員の状況)

### 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

#### 基本事業

##### ○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



#### 付加的事業

※基本事業の実施が要件

##### ○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

##### ○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

##### ○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

# 地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

## 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

**訪問内容**

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

**訪問者**

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

## 要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

**調整機関  
(育児支援家庭訪問事業  
中核機関)**



進行管理

## 育児支援 家庭訪問事業

**訪問内容**

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

**訪問者**

保健師・助産師・看護師・保育士等

進行管理

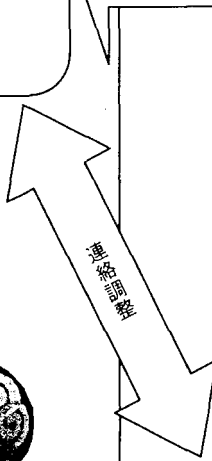
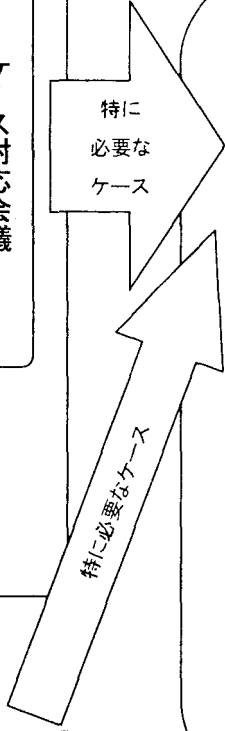
連絡調整

**その他の支援**  
(児童相談所による対応等)

連携

**母子保健法に基づく訪問事業**

ケース対応会議



平成20年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議の実施について  
(平成20年5月23日 雇児総発第0523001号) (抜粋)

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について(案)

- 1 「次世代育成支援対策交付金交付要綱における交付対象等の取扱いについて」(別紙1)の3の(1)特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

① 事業内容

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。

イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報保護に万全を期すこと。

ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。

- エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
- カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
- キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。

#### ④ 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一様に保てるよう努めること。

#### ⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとすること。

#### ⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

#### ⑦ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

### （2）育児支援家庭訪問事業

#### ① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。

#### ② 実施方法

##### ア 支援の対象

この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- (7) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭  
なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。
- (4) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (7) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

#### イ 支援内容

- (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助
  - a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
  - b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
  - c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
  - d 若年の養育者に対する育児相談・指導
  - e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援
- (4) 発達相談・訓練指導  
家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

#### ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

#### エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

- (7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。
- (4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

2 別紙1の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金

算定の基礎とする。

#### (4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

##### ①趣 旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

##### ②事業内容

###### ア 基本事業

調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

###### (7)職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

###### (1)取組内容

(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

###### a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- ・児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

###### b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

###### イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。

###### (7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。

- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
  - c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。
- (イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
- 地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。
- ・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
  - ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。
- (ウ) 地域住民への周知を図る取組
- 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。
- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
  - b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

# 生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る ガイドラインの策定について

## 1. 趣旨

今国会に提出している児童福祉法改正法案においては、生後4か月までの全戸訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業については養育支援訪問事業として位置づけることとしている。こうしたことを踏まえ、各事業の効果的な実施と全国的な普及を目指し、これらの事業の内容や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携等について整理し、自治体を取り組むための具体的なガイドラインを作成する。

## 2. 作成手順

標記事業について、本会議でのご意見を踏まえたガイドライン素案を作成し、その後自治体の意見等も踏まえた上でガイドラインを作成する。

## 3. スケジュール

年 月		内 容	作 業
H20年度 上半期	↓ ガイドライン素案検討	第1回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討
6月  7月		第2回有識者・実務者会議	ガイドライン素案議論
下半期	↓ ガイドライン検討	夏を目途に ガイドライン素案を自治体に提示	自治体意見を踏まえガイドライン検討
		年内に2回程度 有識者・実務者会議を開催	
		年度内に ガイドライン完成	



## 4. 有識者・実務者会議メンバー

(50音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
一 條 浩	埼玉県中央児童相談所 副所長
来生 奈巳子	国立看護大学校 准教授
児玉 紀久子	習志野市 保健師
笹井 康治	沼津市子育て支援課 課長補佐
佐藤 拓代	東大阪市保健所 所長
関岡 千津野	松山市子育て支援室 保育士
中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

## 5. その他

## ●事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 虐待防止対策室  
 // 母子保健課（オブザーバー）

注：『第1回「生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」策定に関する有識者・実務者会議』（H20/6/5）提出資料

児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（抜粋）  
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>② ③ (略)</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居室において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>② ③ (略)</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居室において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一條の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 三 (略)

第二十一條の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)[を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一條第一項若しくは第二項又は第十七條第一項の指導(保健所

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一條の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 三 (略)

を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要保護児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④ (略)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④ (略)

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三・四 (略)

五・六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

(削除)

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導(委託に係るものに限る。)の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の九において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

⑦ (略)

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の八において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権

を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八 (略)

九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二

を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反し

十五條の五又は第二十七條の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）  
 （附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等）            第十一条（略）            2、4（略）            5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。</p>	<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等）            第十一条（略）            2、4（略）            5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。</p>

## 児童虐待防止に係る広報啓発（オレンジリボン・キャンペーン等）の取組について

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、新聞等各種媒体を活用した広報啓発などを行うほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」を、11月2日（日）～3日（月・祝）に滋賀県大津市において開催することとしている。

この全国フォーラムは、国が主催として実施するものであるが、開催地にとっても、児童虐待防止に向けた機運の醸成に資するほか、地方自治体に加えて広く関係者が運営に参加することにより、地域の関係機関や民間団体等との連携が促進される等の効果が期待されるものである。

については、平成21年度の開催地の選定に当たり、都道府県を対象に広く開催希望を募ることとしたので、関心のある都道府県におかれては、虐待防止対策室調整係まで問い合わせただくとともに、開催希望がある場合には、7月18日（金）までに連絡願いたい（詳細は、別途配布の事務連絡参照）。

また、子どもの虐待を防止するメッセージが込められた「オレンジリボン・キャンペーン」は、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取組であると考えられることから、本年度も「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」として、オレンジリボンを通じた啓発活動を積極的に展開していくこととしている。

各地方自治体におかれても、別添資料「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」を参考に、民間団体やメディアとも連携しながら、地域住民と接点のある様々な場面や機会を活用して、本キャンペーンの展開をお願いしたい。

### 【参考】過去の全国フォーラム開催状況

- 平成17年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in さいたま」  
〈テーマ〉 すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりに向けて
- 平成18年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しずおか」  
〈テーマ〉 子どもと家族の声に耳を傾けて
- 平成19年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」  
〈テーマ〉 児童虐待対策の今、そして、これから

## 「オレンジリボン・キャンペーン2008（案）」について

### 1 趣旨

民間と国・地方自治体で、それぞれ別個に実施されてきた児童虐待防止に向けたキャンペーン活動について、「民間・地方自治体・国」が11月の児童虐待防止推進月間を中心に、相互に連携したトータルな形で実施するものとする。

### 2 基本方針

- (1) ややもすれば関係者中心となりがちの講演会型のキャンペーンだけでなく、広く一般の関心を集めるような、シンボリック施設のオレンジライトアップやイルミネーション、市民参加によるパレード等の啓発活動等、社会全体で児童虐待を防止する気運を高める取組を実施する。
- (2) 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークが中心となって実施する民間レベルの取組を積極的に応援するとともに、児童虐待防止対策協議会の場を活用し、「民間・地方自治体・国」が連携し、一体となったキャンペーンを展開する（平成19年度の取組については、同全国ネットワークのウェブサイト <http://www.orangeribbon.jp/index.php>を参照）。

### 3 実施に当たってのポイント

単にイベントを実施するのではなく、「オレンジリボン・キャンペーン」を通じて、伝えたいこと、広げたいことが明確に一般市民に届くような企画・運営を行う（メディアと協力するなどして、市民の心に届くメッセージ性のある企画をめざすなど）。

#### 《オレンジリボン・キャンペーンを通じて届けたいメッセージの例》

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい
- もし可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

# 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」の開催について

## ～平成20年度は、滋賀県大津市で開催します～

### 1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど痛ましい事件も後を絶たない状況にあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を集中的に実施することとしています。

平成20年度におきましても、児童虐待防止推進月間標語の募集、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報等を活用した各種媒体（新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、次のとおり、全国フォーラムを開催することとしております。

### 2. 全国フォーラム

#### (1) 開催日

平成20年11月2日（日）～3日（月・祝）

#### (2) 開催場所

会場 滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール（滋賀県大津市打出浜15-1） 等

#### (3) 参加募集

本年8月（予定）に、当省ホームページ等において募集を行います。

#### (4) 主催

厚生労働省

#### (5) 協力

滋賀県、大津市、滋賀県要保護児童対策連絡協議会 等

事務連絡  
平成20年6月17日

都道府県児童福祉主管課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室長

### 児童虐待防止推進全国フォーラムの開催希望の募集について

平成16年度から、児童虐待の防止等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」（以下「月間」という。）と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しているところである。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、新聞等各種媒体による広報啓発を行うほか、別紙のとおり「児童虐待防止推進全国フォーラム」（以下「全国フォーラム」という。）を滋賀県大津市において開催することとしている。

この全国フォーラムは、厚生労働省の主催であるが、企画・運営に当たっては、開催地となる地方自治体にもご協力をお願いすることとなる。これは開催地にとっても、児童虐待防止に向けた機運の醸成に資するとともに、地方自治体に加え、広く関係者が主体的に運営に参加することにより、地域の関係機関・民間団体等との連携が促進される等の効果が期待されるものである。

今般、平成21年度における全国フォーラムの開催について、都道府県を対象に開催希望を募ることとしたので、ご関心のある都道府県におかれては、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調整係まで事前に問い合わせただいた上で、別添様式に必要事項を記載し、7月18日（金）までに下記担当者宛に提出いただきたい。

本件担当者

雇用均等・児童家庭局総務課

虐待防止対策室調整係 伴野・馬島

電話 03-5253-1111（内7799・7800）

FAX 03-3595-2668

# 子ども虐待対応の手引きの改訂について

## 1 趣旨

子ども虐待対応の手引きは、児童相談所等の児童虐待の初期対応を担う職員が、対応に苦慮する際に参照することを念頭に置き作成しており、平成20年4月1日に施行された改正児童虐待防止法の出頭要求・臨検・捜索等の新たな制度に関する実務モデルを盛り込むとともに、その他の内容に関しても現状に即した見直しを行う。

## 2 作成方法

児童相談所の実務者、児童虐待対応に関する有識者の協力を得て作成する。

## 3 完成時期

平成21年1月を目途に改訂版を通知する予定。

事務連絡  
平成20年5月14日

都道府県  
各指定都市 児童相談所担当 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係

子ども虐待対応の手引きの改訂に当たっての事例の提供について（依頼）

日頃より児童虐待防止対策に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年4月1日に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法の一部改正法が施行されたことに伴い、標記手引きの改訂を予定しております。

つきましては、改訂に当たっての参考とさせていただくため、本年4月1日から8月末までの間に、下記の事項に該当する事例がある場合は、平成20年9月17日（水）までに当該事例の概要の提出をお願いいたします。（様式は任意です。別添を参考としてください。）

- ・ お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 調査項目

- (1) 児童虐待防止法第8条の2第1項に基づく出頭要求
- (2) 児童虐待防止法第9条の2第1項に基づく再出頭要求
- (3) 児童虐待防止法第9条の3第1項に基づく臨検・搜索
- (4) 児童福祉法第61条の5に基づく立入調査拒否罪としての告発

### 2 提出期日

平成20年9月17日（水） 〆切（FAX、メールでの提出可）

### 3 提出先及び照会先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係 西浦

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

T E L：03-5253-1111(7829)

F A X：03-3595-2668

e-mail：nishiura-keiko@mhlw.go.jp



(別添)

児童相談所等における臨検・捜索等の事例について

都道府県・指定都市・児童相談所設置市名

---

1 児童虐待防止法第8条の2第1項に基づく出頭要求事例

(以下の2, 3に該当する場合は、ここでの記入は不要です。)

**【事例の概要例】**

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・保護者に出頭を要求した背景（理由）
- ・出頭要求日
- ・出頭時の保護者の様子
- ・保護者の出頭時の対応者（肩書き、人数）
- ・出頭後の対応（援助方針等） など

2 児童虐待防止法第9条の2第1項に基づく再出頭要求事例

(以下の3に該当する場合は、ここでの記入は不要です。)

**【事例の概要例】**

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・保護者に出頭を要求した背景（理由）
- ・再出頭を要求した理由
- ・再出頭要求日
- ・出頭時の保護者の様子
- ・保護者の出頭時の対応者（肩書き、人数）
- ・出頭後の対応（援助方針等） など

3 児童虐待防止法第9条の3第1項に基づく臨検・捜索事例

**【事例の概要例】**

- ・虐待が疑われる児童の年齢・性別・家族構成
- ・臨検・捜索に至った経緯
- ・虐待が疑われてから臨検・捜索までの手続きに要した期間
- ・臨検・捜索の概要  
(実施日、対応者の肩書き・人数、臨検・捜索の内容)
- ・臨検・捜索後の対応（援助方針等） など

4 児童福祉法第61条の5に基づく立入拒否罪としての告発事例

**【事例の概要例】**

- ・告発に至った経緯
- ・ケースの概要
- ・告発日 など



雇児総発第 0331003 号  
平成 20 年 3 月 31 日

各 { 都道府県  
指定都市  
児童福祉所設置市 } 児童福祉主管部(局)長・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課



妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る  
保健医療の連携体制について

厚生労働省で把握した児童虐待による死亡事例においては、0歳児が多くを占めているが、その背景には、母親が妊娠期に悩みを抱えていたり、産後うつなどがあるものと考えられている。こうしたことから、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防するため、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、地域の実情に応じ医療機関から市町村保健センター等保健機関への情報提供や相互の連携体制を整備することが必要と考えられる。

このため、今般、このような養育支援を特に必要とする家庭に対して、医療機関と保健機関の間で効果的に情報提供・共有するための連携体制のあり方を下記のとおり取りまとめたので、各都道府県におかれては、これを管内市町村並びに医療機関に周知するとともに、連携体制の整備にご尽力願いたい。

なお、体制整備に当たっては、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成 20 年 3 月 31 日雇児発第 0331010 号雇用均等・児童家庭局長通知。別添 1)の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用するなど工夫した取組をお願いする。

また、情報提供の対象となる家庭について、医療機関が市町村に対して情報提供を行う場合には、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児発第 0310001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知。別添 2)において、情報提供を行った医療機関は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることとしているが、今般の診療報酬改定に伴い、「診療報酬の算定方法の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発 0305001 号保険局医療課長・歯科医療管理官通知。別添 3)により、留意事項及び様式番号が変更されているので、念のため申し添える。さらに、この取扱いに当たっては「疑義解釈資料の送付について」(平成 16 年 7 月 7 日保険局医療課事務連絡。別添 4)を併せて参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1. 目的

医療機関が妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を把握した場合、市町村に対し情報提供を行い、市町村が早期に家庭への養育支援を開始することにより、家庭の養育力の向上を目指すとともに、ひいては児童虐待の未然防止に資することを目的とする。

### 2. 情報提供の対象となる家庭

医療機関が市町村に対して情報提供を行う対象となる家庭は、別表に示す項目に該当する保護者又は子どもがいる家庭などのうち、医療機関において、早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した家庭、又は、その出産後の養育について出産前において養育支援を行うことが特に必要であると判断した妊婦を対象とする。

なお、医療機関において、児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、市町村の虐待対応窓口、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

### 3. 各関係機関の役割

都道府県、市町村保健機関及び医療機関の役割は以下の(1)から(3)に示すとおりである。なお、医療機関による保健機関に対する情報提供については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について(平成16年3月10日雇児総発第0310001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)」に基づきこれを実施することにより、情報提供を行った医療機関は診療情報提供料として診療報酬上の算定ができるものである。

#### (1) 都道府県

- ① 都道府県は、地域における保健医療の連携体制についての企画を行うとともに、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行う。なお、母子保健医療対策等総合支援事業の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年3月31日雇児発第0331010号雇用均等・児童家庭局長通知)を実施する場合は、その拠点病院がこれを行うこともできる。
- ② 都道府県においては、情報提供のあった事例及びその後の対応状況等を把握する。また、必要な事項について連携体制の改善を行う。
- ③ 体制整備に当たっては、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」における連携の仕組みを活用し、情報提供の判断に迷う事例について拠点病院が地域の医療機関に対して助言を行うなどの取組を検討する。

## (2) 市町村

### ア 市町村保健担当部署(保健機関を含む)の役割

- ① 本通知を参考とした保健医療の連携体制について、都道府県との連絡調整を行う。
- ② 医療機関から情報提供のあった事例及びその後の対応状況等について取りまとめ、都道府県に報告を行う。

### イ 市町村保健機関の役割

医療機関から情報提供があった場合、当該情報提供に係る家庭が子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会。以下「地域ネットワーク」という。)の対象ケースに該当しているか否かを確認する。

地域ネットワークの対象ケースに該当している場合、必要に応じて地域ネットワークにおいて支援内容を見直し、対応することとし、対象ケースに該当していない場合には、以下により対応する。

- ① 対象家庭に対して、妊産婦訪問や新生児訪問、生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、育児支援家庭訪問事業等による家庭訪問を実施する。
- ② ①の結果に基づき、養育に関する問題を明らかにし、必要な養育支援を実施する。
- ③ ②の訪問結果及び必要な支援内容について医療機関に情報提供し、医療機関と情報共有するとともに、必要な場合には連携して対応を行う。
- ④ ①から③の対応を講じていく中で必要があると認められる場合、地域ネットワークにおける支援内容に関する協議や児童相談所への送致を行う。
- ⑤ 医療機関から情報提供を受ける等の窓口は市町村の保健機関とするが、医療機関から情報提供があった場合の対応は、保健担当部署(保健機関を含む。)と児童福祉担当部署が連携して実施するものとする。なお、市町村は地域の医療機関に対して、当該市町村において実施している母子保健サービスについて情報提供を行う。

## (3) 医療機関

- ① 医療機関は、保健機関に情報提供しようとする場合、対象者に対して当該情報提供の概要を説明するとともに、居住している市町村の養育支援を受けることが心理的・身体的負担を軽減し、ひいては養育力の向上につながることを説明し同意を得る。
- ② 医療機関は、情報提供の対象となる患者が子どもの場合は別添3様式12の2に、母親の場合は別添3様式12の3に必要な事項を記載し、患者が居住する市町村の保健機関に情報提供を行う。

- ③ その後、医療機関は、市町村と情報を共有するとともに、必要に応じて連携して子どもと保護者に対する医療の提供を行う。この場合、医療機関の規模や機能に応じて、情報把握や記録、対象者への説明、保健機関との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ④ ①の情報提供の同意が得られない場合、医療機関は患者に対して、当該患者が居住する地域の母子保健サービス等について情報提供を行うなど適切に対応する。
- ⑤ 児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合には、児童虐待防止法に基づき市町村の虐待対応窓口、あるいは、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

別表 情報提供の対象となりうる例

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証事例等から抽出)

保護者の状況	子どもの状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分娩時が初診</li> <li>・ 精神疾患がある(産後うつを含む)</li> <li>・ 知的障害がある</li> <li>・ 虐待歴・被虐待歴がある</li> <li>・ アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある</li> <li>・ 長期入院による子どもとの分離</li> <li>・ 妊娠・中絶を繰り返している</li> <li>・ 望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)</li> <li>・ 初回健診時期が妊娠中期以降</li> <li>・ 多子かつ経済的困窮</li> <li>・ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労、無職等)</li> <li>・ 若年(10代)妊娠</li> <li>・ 多胎</li> <li>・ 一人親・未婚・連れ子がある再婚</li> <li>・ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている</li> <li>・ 子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する</li> <li>・ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある</li> <li>・ 夫や祖父母等家族や身近の支援がない</li> <li>・ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる</li> <li>・ 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある</li> <li>・ 衣服等が不衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胎児に疾病、障害がある</li> <li>・ 先天性疾患</li> <li>・ 出生後間もない長期入院による母子分離</li> <li>・ 行動障害(注意集中困難、多動、不応性、攻撃性、自傷行為等)</li> <li>・ 情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)</li> <li>・ 保護者が安全確保を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)</li> <li>・ アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合</li> <li>・ 多胎</li> <li>・ 低出生体重児</li> <li>・ 身体発育の遅れ(低体重、低身長)</li> <li>・ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ</li> <li>・ 健診未受診、予防接種未接種</li> <li>・ 衣服等が不衛生</li> <li>・ 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の齲歯等</li> </ul>

別添1

(抄)

雇児発第0823001号  
平成17年8月23日  
一部改正 雇児発第1011007号  
平成18年10月11日  
一部改正 雇児発第0514002号  
平成19年5月14日  
一部改正 雇児発第0331010号  
平成20年3月31日

都道府県知事  
各 政令市市長 } 殿  
特別区区長 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。

なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。



(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

第3 国の助成

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。



各 { 都道府県 } 児童福祉主管部(局)長  
 { 指定都市 }  
 { 中核市 } 母子保健主管部(局)長

殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長



### 養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

については、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不相当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

おって本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

別添3

(抄)

保医発第0305001号

平成20年3月5日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県老人医療主管部(局)  
高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法を定める件」(平成20年厚生労働省告示第59号)等が公布され、平成20年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図りたい。

従前の「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)は、平成20年3月31日限り廃止する。

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B009 診療情報提供料(I)

- (1) 診療情報提供料(I)は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。
- (2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。
- (3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。
- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ア イ及びウ以外の場合         | 別紙様式11           |
| イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等 | 別紙様式12から別紙様式12の3 |
| ウ 介護老人保健施設          | 別紙様式13           |
- (4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。
- (5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料(I)は算定できる。
- (6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料(I)、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。
- (7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。
- (8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料(I)は算定できない。
- (9) 下記のア、イの場合については、患者1人につき月1回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。
- ア 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」居住系施設入居者等訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又

は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」居住系施設入居者等訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

(10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。

(11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。

(12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。

(13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者（以下「在宅患者」という。）に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。

なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(I)は算定できない。

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同

意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム及びケアホーム（障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う事業所及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。）

イ 障害者支援施設（障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第6項に規定する生活介護を行うものを除く。）

ウ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2項に規定する自立訓練（生活訓練）を行う事業所

エ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホーム

キ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神保健福祉法第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(15) 「注6」に掲げる「老人性認知症センター等」とは、認知症の症状にある患者の鑑別診断、治療方針の選定等を行うものとして、都道府県知事が指定した保険医療機関等をいうものであり、その取扱いについては、「老人性認知症センター事業実施要綱」（平成元年7月11日付健医発第850号）等を参考とし、都道府県精神保健主管課（部）と連絡を密にするものであること。

(16) 「注7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあつては、その後6か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注8」の加算は、区分番号「B005-4」ハイリスク妊産婦共同管理料(1)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注10」の加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日（紹介した日より1月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。）について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号  
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ( )歳 職業( )	母: ( )歳 職業( )
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所: 当院・他院 ( ) 在胎:( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重:( )g 身長:( )cm 出生時の特記事項: 無・有( ) 妊娠中の異常の有無: 無・有( ) 妊婦健診の受診有無: 無・有( 回: )	家族構成 育児への支援者: 無・有( )
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他( )
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )
養育者の状況	健康状態等	・疾患( )・障害( ) ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他( )
	子どもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他( )
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他( )
	同胞の状況	・同胞に疾患( )・同胞に障害( )
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )
情報提供の目的とその理由		

- \*備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
  2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号  
医師名 印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ( )歳 職業( )	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日：平成 年 月 日	退院(予定)日：平成 年 月 日
今回の 出産時の 状況	出産場所：当院・他院 ( ) 在胎：( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重：( )g 身長：( )cm 出産時の特記事項：無・有( ) 妊娠中の異常の有無：無・有( ) 妊婦健診の受診有無：無・有( 回： )	家族構成      育児への支援者：無・有( )
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他( )
	他の児の状況	・疾患( )・障害( )
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )
情報提供の 目的とその 理由		

- \*備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
  2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
  3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことにについて記入すること。



## 疑義解釈資料の送付について(抜粋)

(平成16年7月7日:厚生労働省保険局医療課事務連絡)

### 【診療情報提供料】

問17 保険医療機関が、児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づき通告を行う場合(※)、診療情報提供料は算定できるか。

(※)児童虐待防止法においては、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は通告を行うこととされている。

答 児童福祉法第25条又は児童虐待防止法第6条に基づく通告は、医療機関のみならず広く国民に課せられた義務であり、診療情報提供料は算定できない。

問18 患者の同意が得られないが、市町村への情報提供の必要があると保険医療機関が判断し、市町村へ情報提供した場合、本点数は算定できるか。

答 患者の同意は診療情報提供料の算定要件であり、算定できない。

問19 18歳以下の子どもが患者である場合、子どもの同意があれば、現に子どもの養育に当たっている者の同意がなくても本点数は算定できるか。

答 養育支援は現に子どもの養育に当たっている者に対して行われるものであり、現に子どもの養育に当たっている者の同意がない場合は、本点数は算定できない。

問20 市町村から保険医療機関が委託を受けて実施した健康診査等の際に、保険医療機関が子どもの養育支援が必要な状態であると判断し、市町村に情報提供を行った場合、診療情報提供料は算定できるか。

答 市町村から委託を受けて実施した健康診査等に伴う情報提供であることから算定できない。

問21 別紙様式10は患者が「現に子どもの養育に関わっている場合」に用いることとなっているが、実母、実父以外でも算定できるのか。

答 患者が保護者又は現に子どもの養育に関わっている同居人であって、養育支援を必要とすれば、実母、実父に限らず算定できる。

問 22 別紙様式 9 又は別紙様式 10 は、具体的にはどんなケースが算定対象となると想定しているのか。

答 患者が子どもである場合には、別紙様式 9 により情報提供を行うこととなるが、例えば患者が未熟児である、あるいは発達の遅れが見られるなどの場合であって、育児や栄養に関する指導、あるいは家事等の援助などの養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。また患者が養育者である場合には、別紙様式 10 により情報提供を行うこととなるが、養育者が母親である場合には、例えばマタニティーブルーや産後うつ等の精神疾患であり、育児に関する相談・指導等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

患者が父親など母親以外の者である場合には、その者が統合失調症等の精神疾患やアルコール依存症等の疾患や疲れやすい慢性の病気を有している場合や、育児そのもの又はそれに加え経済的な問題や家庭不和などのストレスあるいはこれに起因する慢性的なだるさなどにより受診しており、育児指導、あるいは家事援助等の養育支援が特に必要と考えられる場合が想定される。

問 23 養育支援とは何か。

答 清潔の保持、栄養摂取、生活環境整備など育児や栄養に関する相談・指導、子どもの身体的及び情緒的発達に関する相談・指導あるいは育児負担を軽減するための家事援助、地域の子育て支援サービスの利用に関する助言・斡旋などが考えられる。

問 24 各市町村がどのような養育支援のメニューを持っているかについてどこに確認すればよいか。

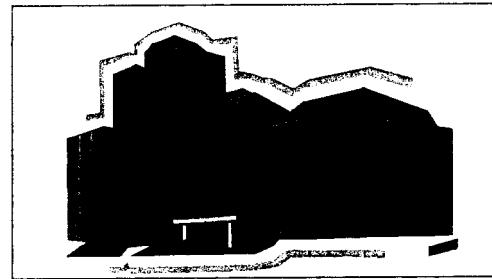
答 この様式による情報提供が円滑に行われるよう、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から各都道府県等の児童福祉主管部局及び母子保健主管部局に対し、市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するよう通知したところである。

(通知名)「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成 16 年 3 月 10 日雇児総発第 0310001 号)

※文中別紙様式 9 及び 10 は、別添 3 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305001 号)において、それぞれ、別紙様式 12 の 2 及び 12 の 3 に変更された。

# 子どもの心の診療拠点病院のイメージ

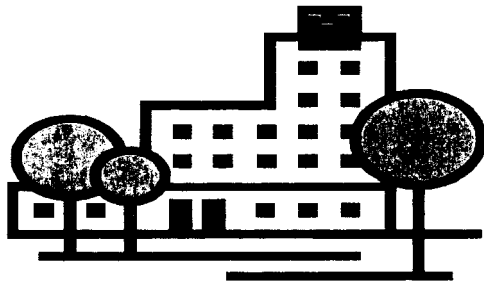
## 中央拠点病院



- ・都道府県拠点病院に対する支援
- ・医療の均てん化推進
- ・専門家派遣
- ・研修
- ・調査研究
- ・情報収集・提供、普及啓発

連携

## 都道府県拠点病院



- ・情報提供
- ・技術支援
- ・講習会開催
- ・専門家派遣

患者紹介

診療支援

連携

相談・紹介  
情報提供

保健所

保健センター

児童相談所

発達障害者支援センター

療育施設

福祉施設

司法機関

学校等教育機関

警察

など 地域の諸機関

一般病院

一般診療所

地域の医療機関

# 子どもの心の診療拠点病院の整備について

## (主な内容)

○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

## 1. 子どもの心の診療中央拠点病院の整備

### 事業内容

- ・ 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- ・ 医療の均てん化推進機能
- ・ 強度の問題行動事例やPTSD対応などのための専門家派遣
- ・ 子どもの心の専門医や関係専門職の養成
- ・ 子どもの心の診療に関する政策的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- ・ 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

## 2. 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

当該事業は、3ヶ年のモデル事業として実施し、全都道府県での整備に向けて拠点病院としての施設・設備基準、スタッフなど人的体制、地域の関係機関との連携支援体制などについて検証することとしている。

### (1) 事業内容

- ・ 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援（アドバイス）
- ・ 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- ・ 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- ・ 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- ・ 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発 等

### (2) 実施主体 都道府県

事 務 連 絡  
平成20年3月31日

各 { 都 道 府 県  
政 令 市 区  
特 別 児 童 福 祉 担 当 者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

児童虐待防止対策の推進については、かねてより格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、平成19年3月31日付け雇児総発第0331004号において、医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る場合に対して、親権喪失宣告の申立てを行う事例などが見受けられることから、現行法において対応可能な手続を整理し、通知を発出したところです。

今後の医療ネグレクトに係る施策に資するよう、児童に対する手術等の医療行為に関する保護者の同意取得が困難であった事例について、上記の手続を執ったが保全処分に至らなかった事例又は上記手続を執らなかった事例を含め、情報収集させていただきたいと考えております。つきましては、当該医療ネグレクトの事例があった場合、事後速やかにその旨情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省効用均等児童家庭局

総務課虐待防止対策室 衣笠・古川

03-5253-1111(7894, 7941)

雇児総発第0331004号  
平成20年3月31日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る場合に対して、親権喪失宣告の申立てを行う事例などが見受けられることから、今般、このような事例について、現行法において対応可能な手続を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所並びに管内の市町村及び関係団体に周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 1 対象となる事例

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な被害が生じ得る事例が対象となる。なお、児童の精神に重大な被害を与える事例についても対象になり得る。

### 2 具体的手続

1に該当する事例については、

- ・児童相談所長による家庭裁判所に対する親権喪失宣告の申立て
- ・親権喪失宣告の申立てを本案とする、保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

を行い、保全処分が命じられることにより、職務代行者が保護者に代わって児童に医療を受けさせることが可能となるものである。

なお、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判申立て等を行うよう努めるとともに、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事件を家庭裁判所に申し立てるに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議しておく必要がある。

#### (1) 親権喪失宣告の申立て

- ① 申立権者

民法第834条においては、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求により、その親権の喪失を宣告することができることとされ、子の親族又は検察官に親権喪失宣告の申立権を付与しているが、ここでは、児童福祉法第33条の6の規定により児童相談所長が申立てを行うことを想定している。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

親権喪失宣告の対象となる親権者の住所地の家庭裁判所に申立てを行う。

③ 親権喪失宣告の申立て

親権喪失宣告は、親権者がその親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときに行うことができるものであり、申立書に記載する事項は次のとおりである。

ア 申立書の記載事項

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地、連絡時に用いる電話番号

(イ) 事件本人（親権を行う者のことをいう。以下同じ。）の本籍、住所、氏名、生年月日

(ウ) 児童の本籍、住所、氏名、生年月日

(エ) 申立ての趣旨

事件本人である親権者の親権喪失宣告の審判を求める旨を記載する。

(オ) 申立ての実情

（児童と事件本人との親権の関係）

児童が事件本人の親権に服している旨や、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

（疾患と医療拒否の状況）

児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

イ 添付書類

次の（ア）から（カ）に掲げる資料を添付する。なお、医師の意見書等の添付書類については、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

(ア) 事件本人及び児童の戸籍謄本並びに住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 関係者の陳述書

(エ) 医師の意見書（別紙様式例参照）

(オ) 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し

(カ) その他申立書の内容を補完する資料 など

(2) 保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て

親権喪失宣告を申し立てた場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の親権を停止するとともに、職務代行者を選任し、当該代行者により親権を行使する審判前の保全処分を申し立てることができる。

① 申立権者

本案の申立人である児童相談所長が申立人となる。

② 申立ての対象となる家庭裁判所

本案と同一の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

③ 職務執行停止・職務代行者選任の申立て

保全処分として、標記を申し立てる場合、本案審判が認容される蓋然性が高く、保全処分の必要があることについて疎明する必要がある、申立書に記載する事項等は次のとおりである。なお、当該事案に関しては、適宜、家庭裁判所に対して事案の経過などについての状況報告を行うなど、適切に連携を図ることが望ましい。

ア 申立書の記載事項

(ア) 本案審判事件

本案である親権喪失宣告の審判申立事件を記載する。

(イ) 求める保全処分

上記本案審判事件の審判確定まで、児童の親権者である事件本人について、親権者としての職務執行を停止し、その代行者として候補者を選任する審判を求める旨を記載する。

(ウ) 保全処分を求める事由

(当事者)

申立人、事件本人、児童について記載し、児童が実子であること等の事件本人が親権を有する事由を記載する。

(職務代行者の候補者)

候補者を記載する。なお、候補者としては、当事者以外の親族や弁護士等が想定されるものである。

(本案認容の蓋然性)

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせることを拒否し、児童の福祉を害するに至っている具体的な実情の詳細を記載して、事件本人が親権を濫用し、又は著しく不行跡であることを明らかにする。

(保全の必要性)

児童に医療を受けさせる必要性が高いものの、親権者が医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

イ 添付書類

次の(ア)から(キ)に掲げる資料を添付する。医師の意見書等については、



親権喪失宣告の申立ての添付資料と同様であり、申立てを受けた家庭裁判所の指示に従って、適切に対応する。

- (ア) 事件本人及び候補者の戸籍謄本並びに住民票の写し
- (イ) 児童相談記録その他の調査記録
- (ウ) 関係者の陳述書
- (エ) 職務代行者の承諾書
- (オ) 医師の意見書（別紙様式例参照）
- (カ) 疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医学書等の写し
- (キ) その他申立書の内容を補完する資料 など

### 3 医療が実施された後の対応

保全処分の対象となる医療行為が終了し、事件本人である保護者が親権を行使するとともに、職務代行者による親権の行使が行われなくても支障がないと認められる場合には、親権喪失宣告の申立てを取り下げることとするなど、適切に対応する。

## 医師の意見書様式例

## 意見書

患者氏名	
年齢・性別	年 月 日生 ( 歳 か月) 男・女
疾患名 (注1)	
現在の問題点(注2)	
今回、必要な医療行為の内容 (注3)	
予測される効果 (注4)	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果 (注5)	
その他特記事項	
記載日： 年 月 日	
医療機関名： _____	主治医名 (自筆)： _____

(注1) 略語は不可。

(注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。

(注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。

(注4) 当該医療行為によって改善される点を具体的に記載すること。

(注5) 治療しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由などを記載すること。

「医療ネグレクト」により、親権喪失宣告の請求をし、保全処分の申立てを行った事例について

### 1. 事例 1

- 出生児に心臓疾患（ファロー四徴症）の診断を受けるも、実父母の判断で自主的に退院。実父母は、児童が2歳の時、保育所に児童がファロー四徴症であることを隠して入所させる。保育所において、当該児童にチアノーゼなどの症状が見られたことから、保育所からA県保健所に通報。保健所において発達発育健診受診後、保健所の付き添いで医療機関において受診を受ける。
- 医療機関において、ファロー四徴症との診断を受け「手術をしないと生命に危険が及ぶ」と診断されたが、実母が子どもの体に傷をつけたくないという理由から手術を拒否。
- 保健所から児童相談所へ児童虐待に係る通告。医療機関に一時保護委託をしながら、B家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立及び保全処分の申立てを実施。1か月後、保全処分が認容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。

### 2. 事例 2

- 出生時に心臓疾患（完全大血管転位症）との診断を受けるも、実父母が宗教上の理由から手術を拒否。児童が低酸素症になっており、このままであれば、合併症として、過粘度症候群、喀血、腎機能障害などが予想されると医療機関から児童相談所に通告。
- 児童相談所の職員が両親に対して、手術の説得に当たるが同意が得られず、C家庭裁判所に対して児童相談所長による親権喪失宣告の申立及び保全処分の申立てを実施。
- 1週間後、保全処分が許容され、児童相談所長を職務代行者として選任し、手術を実施。

# 平成20年度 児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修	新任児童相談所長	4月24日～25日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	静岡県熱海市
医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師	5月20日～21日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	神戸市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	6月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師(実務経験5年以上)の方、児童相談所に勤務する保健師等。ただし、虐待事例への支援経験を有することが望ましい。	6月30日～7月4日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童福祉司 スーパーバイザー	7月1日～4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	7月15日～18日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童心理司 スーパーバイザー	8月26日～29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (秋田県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日～19日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	秋田県
児童相談所長研修 (後期)	新任児童相談所長	10月22日～24日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日～14日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月19日～21日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応アドバンス研修 (岐阜県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日～28日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岐阜県
地域虐待対応アドバンス研修 (茨城県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日～5日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	茨城県
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員等	12月8日～10日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	1月14日～16日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
地域虐待対応アドバンス研修 (宮崎県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日～16日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	宮崎県
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	2月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	2月4日～6日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題 対応関係機関職員	2月16日～18日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(親への支援)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月4日～6日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月11日～13日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間 通信教育及びスクーリング(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

平成20年度 子どもの虹情報研修センター  
 児童家庭相談に携わる職員(指導者)の研修受講・申し込み状況 (H20.5末現在)

都道府県等名	所長研修	児童福祉司 SV	児童心理司 SV	地域研修 指導者	都道府県別 合計人数	児童相談所数
北海道	4	2			6	8
青森県	3	1	2	1	7	6
岩手県	2	2	1		5	3
宮城県	1	1	1		3	3
秋田県	1			1	2	3
山形県	1	1	1	2	5	2
福島県	1			1	2	4
茨城県	1	2	1	2	6	3
栃木県	1		1		2	3
群馬県	2				2	3
埼玉県		3	1	2	6	6
千葉県	3	5	2	5	15	6
東京都	3	5	4	2	14	11
神奈川県	2	3	2	1	8	5
新潟県	1	1	1	2	5	5
富山県	1	2	2	2	7	2
石川県	2	1		2	5	2
福井県	1	1			2	2
山梨県		1			1	2
長野県	1	3		3	7	5
岐阜県	3		1	2	6	5
静岡県	2	3	3	1	9	4
愛知県	4	5	1	2	12	10
三重県	1	1	2		4	5
滋賀県	1	2	2	2	7	2
京都府	1		1	1	3	3
大阪府	4			2	6	6
兵庫県	2				2	4
奈良県	1	1			2	2
和歌山県	1		1	2	4	2
鳥取県	1	1		2	4	3
島根県	2	1	1	1	5	4
岡山県		1	2		3	3
広島県	2	1	1		4	3
山口県	2	1		2	5	5
徳島県	2			2	4	3
香川県		2	1		3	2
愛媛県	2				2	3
高知県	1	1	1	2	5	2
福岡県	1	1	1		3	4
佐賀県	1			1	2	1
長崎県	1			2	3	2
熊本県	1		1	2	4	2
大分県	2	1	1	2	6	2
宮崎県	1	1	1	2	5	3
鹿児島県	1			1	2	3
沖縄県	1	1			2	2
札幌市		1			1	1
仙台市			1	1	2	1
さいたま市			1		1	1
千葉市	1			1	2	1
横浜市	1	4	1	4	10	4
川崎市	1	2	2	2	7	2
新潟市		1	1	3	5	1
静岡市	1		1	1	3	1
浜松市		1	1	4	6	1
名古屋市		1		1	2	1
京都市				1	1	1
大阪市						1
堺市	1	2	1	1	5	1
神戸市		1	1		2	1
広島市	1	1			2	1
北九州市			1	1	2	1
福岡市		1	1		2	1
横須賀市		1		—	1	1
金沢市		1		—	1	1
合計	78	75	52	77	282	197
研修受入定員	60	80	80	120	340	—

## 子どもの虹情報研修センター 専門相談室

子どもの虹情報研修センター「専門相談室」では、児童相談所、児童福祉施設、保健所・保健センター、市町村の相談部門、その他虐待問題等に関わっている機関や担当者の方を対象として、「法律」、「保健・医療」、「心理」、「福祉」等の分野についての 専門相談 や 情報提供 を行っています。

- 虐待相談の対応でわからないことがある・・・
- 児童虐待に関する文献・資料を探している・・・
- 主催する研修会の講師のことで相談したい・・・
- 施設内の対応の難しい児童についてセカンドオピニオンがほしい・・・
- 虐待の法的対応について弁護士に相談したい・・・ など

ご相談は、電話、FAX、Eメール、手紙などで。 相談時間は、平日の9時から17時までです。

TEL	:	(045)871-9345 (直通)
Eメール	:	soudan@crc-japan.net
FAX	:	(045)871-8091

法律相談では、当センターで依頼している弁護士と直接、電話で相談していただくことも出来ます（無料です）。ご希望の方は先ず当専門相談室に電話でご相談ください。

磯谷 文明 弁護士(くれたけ法律事務所)・高橋 温 弁護士(新横浜法律事務所)

### <参考> 【平成19年度 子どもの虹情報研修センター 専門相談 実施状況】

	法律		保健・医療		心理		福祉		その他		計	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
ケースの処遇・援助に関する相談	24	27	1	2	18	11	22	28	2		67	68
ケース援助関連以外の相談	3	6	1	3	5	8	17	22	10	2	36	41
情報提供に関する相談	3	2	8	10	11	10	45	55	14	11	81	88
その他							5	1	4	10	9	11
計	30	35	10	15	34	29	89	106	30	23	193	208